

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【公開番号】特開2019-110871(P2019-110871A)

【公開日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2017-249044(P2017-249044)

【国際特許分類】

C 12 M 3/00 (2006.01)

C 12 M 1/00 (2006.01)

C 12 N 5/07 (2010.01)

【F I】

C 12 M 3/00 Z

C 12 M 1/00 A

C 12 N 5/07

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月11日(2020.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のウェルが形成され、

前記複数のウェルの各々の周囲には仕切り壁が形成されており、

前記複数のウェルの一つのウェルの表面には、

複数の第1の細胞接着部と、

第2の細胞接着部と、を有し、

前記複数の第1の細胞接着部は、前記一つのウェル内の第1の領域に形成され、

前記第2の細胞接着部は、前記一つのウェル内の第2の領域に形成され、

前記複数の第1の細胞接着部の全ては第1の形状を有しており、

前記第2の細胞接着部は、第2の形状を有しており、

前記第1の形状と前記第2の形状とは異なっており、

前記複数の第1の細胞接着部の全ては、前記第2の細胞接着部とは少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項2】

請求項1に記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第1の細胞接着部のうち一つの第1の細胞接着部は、前記細胞非接着部により、前記一つの第1の細胞接着部と最も隣接する前記複数の第1の細胞接着部のうちの他の第1の細胞接着部と隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第1の細胞接着部のうちいかなる二つの第1の細胞接着部の間には、前記第2の細胞接着部が形成されていないこと、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

前記第 2 の細胞接着部は、前記複数の第 1 の細胞接着部と前記仕切り壁との間に形成されていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第 1 の細胞接着部の各々の面積は、前記第 2 の細胞接着部の面積より小であること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

さらに第 3 の細胞接着部を有しており、

前記第 3 の細胞接着部は、前記第 2 の細胞接着部から少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の細胞培養プレートにおいて、

前記第 3 の細胞接着部は、前記第 2 の形状を有していること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 8】

請求項 6 又は 7 に記載の細胞培養プレートにおいて、

前記第 2 の細胞接着部と前記第 3 の細胞接着部との間には、前記複数の第 1 の細胞接着部が形成されていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 9】

請求項 6 乃至 8 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

前記第 3 の細胞接着部は、前記複数の第 1 の細胞接着部と前記仕切り壁との間に形成されていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 10】

請求項 6 乃至 9 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第 1 の細胞接着部の全てが、前記第 3 の細胞接着部とは少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 11】

請求項 6 乃至 10 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第 1 の細胞接着部の各々の面積は、前記第 3 の細胞接着部の面積より小であること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 12】

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、

さらに複数の第 4 の細胞接着部を有しており、

前記複数の第 4 の細胞接着部の全ては、前記第 2 の細胞接着部から少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 13】

請求項 12 に記載の細胞培養プレートにおいて、

前記複数の第 4 の細胞接着部の各々は、互いに少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、

を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 4】

請求項 1 2 又は 1 3 に記載の細胞培養プレートにおいて、
前記複数の第 4 の細胞接着部の各々は、前記第 2 の形状を有していること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 5】

請求項 1 2 乃至 1 4 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記複数の第 4 の細胞接着部の各々は、少なくとも前記複数の第 1 の細胞接着部の全て
から少なくとも細胞非接着部によって隔てられていること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 6】

請求項 1 2 乃至 1 5 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記複数の第 4 の細胞接着部のうち二つの第 4 の細胞接着部の間には、少なくとも前記
複数の第 1 の細胞接着部が形成されていること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 7】

請求項 1 2 乃至 1 6 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記複数の第 4 の細胞接着部の各々の面積は、前記複数の第 1 の細胞接着部のいずれの
面積より大であること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 8】

請求項 1 乃至 1 7 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記複数の第 1 の細胞接着部の全ての面積は、実質的に同一であること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 1 9】

請求項 1 乃至 1 8 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記第 2 の形状は一つの直線を有すること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 2 0】

請求項 1 乃至 1 9 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記第 2 の形状は実質的に互いに平行な二つの直線を含んでいること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 2 1】

請求項 1 乃至 2 0 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記第 2 の形状は長方形であること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 2 2】

請求項 1 乃至 2 1 のいずれかに記載の細胞培養プレートにおいて、
前記第 1 の細胞接着部内で、細胞凝集塊が形成されること、
を特徴とする細胞培養プレート。

【請求項 2 3】

請求項 1 乃至 2 2 のいずれかに記載の細胞培養プレートと、
複数の細胞凝集塊と、を含むこと、
を特徴とする細胞複合体。

【請求項 2 4】

請求項 2 3 に記載の細胞複合体において、
前記複数の細胞凝集塊の各々は前記複数の第 1 の細胞接着部の一つの第 1 の細胞接着部
に形成されており、
前記複数の細胞凝集塊のうち、前記複数の第 1 の細胞接着部の中で前記第 2 の細胞接着
部に最も近い位置の第 1 の細胞接着部に形成された第 1 の細胞凝集塊の前記一つのウェル

の表面と平行な断面の面積は、前記複数の細胞凝集塊の第2の細胞凝集塊の前記表面と平行な断面に対して1.2倍以下であり、

前記第1の細胞凝集塊は、前記第2の細胞接着部と前記第2の細胞凝集塊との間に位置していること、

を特徴とする細胞複合体。

【請求項25】

請求項24に記載の細胞複合体において、

前記第2の細胞凝集塊は、前記第1の細胞凝集塊と前記複数の細胞凝集塊の第3の細胞凝集塊との間に位置すること、

を特徴とする細胞複合体。